

議案第28号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ
ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）の
一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」
に改める。

第33条中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行わ
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超
えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な
措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指

定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第36条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第37条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

- 第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条第1項及び第2項中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第50条第1項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同条第2項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に、「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

第61条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第70条中「第75条」を「第75条第1項」に改める。

第71条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第74条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第75条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条を次のように改める。

第76条 削除

第78条第2項第4号中「第76条第2項」を「次条において準用する第37条の2第2項」に改める。

第79条中「第38条、第39条第1項」を「第35条の2、第37条の2から第39条（第2項を除く。）まで」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第88条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第92条中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第93条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第95条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第96条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「及び第76条から第78条まで」を「、第77条及び第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第96条の5中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第111条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第111条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第124条中「第36条」を「第35条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第150条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第150条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第159条第2項第4号中「第76条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第160条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、同条後段中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第160条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第164条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第165条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第171条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第173条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第184条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第185条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第186条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第191条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第195条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第195条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第195条の12及び第195条の20中「第35条から」の次に「第37条まで、第38条から」を加える。

第197条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の11中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条の

11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条の22中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第203条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条の2（新条例第45条第1項及び

第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第35条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条第3項（新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第195条の12並びに第195条の20において準用する場合を含む。）、第74条第2項及び第93条第2項（新条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第37条の2第3項（新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第37条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第29号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害
福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤健司

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害
福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サー
ビス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなけれ
ば」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう
連携に努めなければならない。

第17条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置
等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第30号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤健司

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め
る。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう
連携に努めなければならない。

第12条第11項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その
他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催するこ
ができるものとする」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第29条の2」に改める。

第23条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員（看護師、准看護師、介護福
祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録)

第29条の3 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第31号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「第53条」を「第52条の2・第53条」に改める。

第2条第5項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開

催すとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を次のように改める。

- (イ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第40条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第6項及び第7項」に改め、「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで、第24条の2」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条第11項中「。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。」を削る。

第47条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで」に改める。

第50条第4項第1号アイ中「おむね10人以下としなければならない」を「原則としておむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号アロを次のように改める。

（イ）一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第6項及び第7項」に改め、「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで、第24条の2」に改める。

第6章中第53条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第52条の2 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第9項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（運営規程に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条（新条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号（新条例第42条、

第48条及び第52条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第31条第1項(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

8 当分の間、新条例第35条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第11条第1項第4号ア及び第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

9 当分の間、新条例第50条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新条例第45条第1項第4号ア及び第52条において準用する第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号ア(イ)b及び第50条第4項第1号ア(イ)bの基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

議案第32号

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に、「第34条」を「第33条の3・第34条」に改
める。

第2条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改
める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう
連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その
他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催する能够
できるものとする」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員（看護師、准看護師、介護福

祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第34条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条の3 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防

止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第33条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤健司

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雜則（第56条）」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第8項中「指定地域密着型サービス基準等条例」を「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号）」に改める。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第17条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第17条第12項中「サービス担当者会議」の次に「（第6項後段に規定する方法によるものを含む。）」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する

指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条第3項中「入所者」を「入居者」に、「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

第46条第1項第1号ア(ウ)中「を標準」を削る。

第48条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（栄養管理に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（運営規程に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規

程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

10 当分の間、新条例第46条第1項第1号アイの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

1.1 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア(1)後段の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

議案第34号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和3年2月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雜則（第55条）」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第4項及び第5項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第17条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催す

することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第17条第12項中「サービス担当者会議」の次に「（第6項後段に規定する方法によるものを含む。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置

を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第3項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第3条第1項、第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項、第5項及び第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

（栄養管理に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（運営規程に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的に実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。